

アートで広げるみんなの元気プロジェクト委託業務 公募型企画プロポーザル募集要領

1 事業の目的

市町村や市民団体（NPO）等と連携し、震災による甚大な被害を受けた浜通りを中心に、県内全域において地域資源を活用したアート（作品づくり）のワークショップを実施することにより、創作活動を通じた自己表現や楽しさの体験による生き甲斐の創出や、人々の交流による地域コミュニティの再構築を図る。

また、本事業で制作した作品は文化施設等に展示するとともに、インターネットを活用して本県の「元気な姿」、「復興している様子」を広く発信する。

2 業務概要

(1) 対象事業

アートで広げるみんなの元気プロジェクト

(2) 業務内容

別紙「アートで広げるみんなの元気プロジェクト委託業務仕様書（案）」
（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託業務期間

契約締結日より令和4年3月31日（木）まで

(4) 委託費の上限

9, 136, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げている条件を全て満たしている者とし、

ア 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できるものであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている団体若しくは申立がなされている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生法手続開始の申立てをしている団体若しくは申立がなされている団体にあつては、当該手続開始の決定を受けた直後に入札に参加することに支障がないと認められる団体であること。

エ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

オ 募集開始からプロポーザル審査会の日までに福島県から指名停止を受けていない者であること。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。

キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

(2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県文化スポーツ局文化振興課（以下、「文化振興課」という。）ホームページからダウンロードして入手してください。なお、窓口又は郵送等での配布は行いません。

文化振興課HP:<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11055a/artgenki2021.html>

4 説明会の開催

本事業に関する説明会については、実施しません。

5 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

(1) 受付期限

令和3年6月14日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（第1号様式）により、文化振興課宛に電子メール又はFAXにより提出してください。

件名は「【質問】アートの広げるみんなの元気プロジェクト委託業務」とし、電子メール、FAXとも電話にて送信した旨をお知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和3年6月15日（火）までの間に、文化振興課ホームページに公表します。なお、個別の回答は行いません。

6 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、「アートの広げるみんなの元気プロジェクト委託業務公募型企画プロポーザル参加表明書」（第2号様式）を下記期限までに提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和3年6月18日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

「14 問合せ先及び各種書類の提出先」のとおり

(3) 提出方法

参加表明書（第2号様式）を電子メール又はFAXにより提出してください。件名は「【企画プロポーザル参加表明書】アートの広げるみんなの元気プロジェクト委託業務」とし、送信後、電話にて送信した旨をお知らせください。

7 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、「6 参加表明書の提出」による手続きを行った上で、企画提案書を提出してください。

(1) 提出書類

ア アートで広げるみんなの元気プロジェクト委託業務公募型企画プロポーザル参加表明書（第2号様式）

※事前に提出された参加表明書の原本を提出してください。

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 見積書（第3号様式-1）及び積算内訳書（第3号様式-2）

エ その他企画提案を説明するのに必要な書類

オ 事業者概要（第4号様式）

カ 業務実施体制書（第5号様式）

キ 定款又は寄附行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。）

ク 過去2年分の収支報告書

ケ 暴力団等反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（第6号様式）

(2) 提出期限

令和3年6月28日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

「14 問合せ先及び各種書類の提出先」のとおり

(4) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

また、電子媒体一式を「14 問合せ先及び各種書類の提出先」記載のメールアドレスに送付してください。

(5) 提出部数

ア～カ・・・6部（正本1部、副本5部）、キ～ケ・・・1部（正本1部）

8 企画提案書の内容

本プロポーザルにおける企画提案内容として、以下の項目を設定します。企画提案書は別紙仕様書に基づき作成してください。

(1) 本事業の目的を達成するための事業運営の全体方針の提案。

(2) 地域資源を活用したアートのワークショップについて、企画のコンセプト及び実施計画の提案（3案以上）。

(3) 参加者間の交流を図り、継続的な参加に繋げるための効果的な活動内容、実施計画。

(4) 本事業の参加者を募り、活動内容をより広く発信するための効果的な広報・集客手法の提案。

(5) その他、本事業の実施にあたり上記テーマ以外の企画提案や、提案者がアピールできる点について自由に記載すること（任意）。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

- ア 提出期限を過ぎて応募申込書が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 本実施要領に違反すると認められる場合
- キ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

(5) その他

- ア 参加者は、参加表明書の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。
- エ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- オ 提案書を提出した後に提案を追加することは認めません。
- カ 契約の相手方の決定後、契約対象となる業務内容は、提案書の記載内容に拘束されるものではないものとします。
- キ 仮に、実施計画書の内容を実施できない場合には、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能ですが、実施できなかった場合には業務実施不可能となりますので、委託料が減額となる場合があります。

10 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

各者から提出された企画提案書について、下記の審査基準により、審査員が書面審査を実施します。

提案内容を総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。

(2) 審査基準等

ア 審査基準

審査項目	評価の視点	配点
業務遂行能力等	・業務を遂行するための体制が十分に整っているか。	5点
	・プログラムの企画から、参加者募集、ワークショップ実施、展示会開催、報告書作成まで、業務を円滑に実施できる計画であるか。	5点
	・過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。	5点
業務理解等	・本事業の目的や業務内容を理解し、意欲的な提案となっているか。	10点
	・事業内容に見合った適切な経費であるか。	5点
運営方針等	・被災者の孤立防止や生き甲斐形成、地域のコミュニティ形成に効果的な事業計画となっているか。	10点
	・地方自治体や地域の活動家（NPO、アーティスト等）、被災者団体等とも連携し、地域の活性化に寄与する内容となっているか。	10点
	・福島県の地域の特色や伝統、地域資源を活用し、参加者が地域の魅力を実感できるプログラム内容となっているか。	10点
	・参加者の興味を惹き、年齢を問わず誰もが気軽に参加できるプログラム内容となっているか。	10点
	・参加者が継続的・主体的に参加できる事業計画となっているか。	10点
	・プログラムや展示会に向けた周知方法及び本事業の情報発信は効果的な内容か。	10点
	・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染防止対策への配慮がなされているか。	5点
	・仕様書に記載されていない活用可能な提案があるか。	5点
審査点	合計	100点

イ 評価方法

- ・審査項目毎に評価点を付します。
- ・評価基準は以下のとおりとします。

評価点		評価
10点満点	5点満点	
10	5	優れている
8	4	やや優れている
6	3	普通
4	2	やや劣る
2	1	劣る

ウ 業務委託予定者の選定方法

各審査委員の評価点を集計して総合得点を算出し、総合得点が最も上位の者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とします。

なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合、全審査委員の合計得点の平均が6割以上であることを条件とします。

11 審査結果発表

(1) 期日

令和3年7月5日(月) 予定

(2) 発表方法

参加者に対して、書面で通知します。

なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めません。

12 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおり反映されない場合もあります。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果による仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し、決定します。

(3) 契約保証金について

契約事業者は、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第228条の規定により契約保証金を納めることとします。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部または一部の納付を免除します。

(4) その他

契約候補者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、または交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、その者とは契約の締結を行わないことがあります。

この場合は、次点者と契約の締結交渉を行います。

13 主なスケジュール

- | | | |
|-----|--------------|---------------------|
| (1) | 令和3年6月 7日(月) | 公告(募集要領のHPによる公表) |
| (2) | 令和3年6月14日(月) | 質問書の提出期限(午後5時まで) |
| (3) | 令和3年6月15日(火) | 質問回答 |
| (4) | 令和3年6月18日(金) | 参加表明書の申込期限(午後5時まで) |
| (5) | 令和3年6月28日(月) | 企画提案書等の提出期限(午後5時まで) |
| (6) | 令和3年7月 5日(月) | 書面審査結果の通知 |

14 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号(本庁舎5階)

福島県文化スポーツ局文化振興課(担当:内山)

電話:024-521-7154

FAX:024-521-5677

E-mail:bunka@pref.fukushima.lg.jp